官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国立文化センターにおける機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三〇四）　二
○イエメン共和国における国内避難民を含む若年層のための職業訓練支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同三〇五）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同三〇六）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三〇七）
○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（同三〇八）
○保安林の指定をする件（農林水産一二一一～一二一七）
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通八一四）　三
○道路に関する件（関東地方整備局一七九）　四
○都市計画に関する件（北陸地方整備局四五、四六）
○道路に関する件（東北地方整備局六一）　四
○道路に関する件（中国地方整備局五八）　五
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　外務省
〔褒賞〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（防衛省）　七
那覇港湾施設の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
労働
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（交通政策審議会）　八
国家試験
令和七年度参議院法制局職員採用一般職試験（大卒程度試験［社会人経験者］）公告（参議院法制局）　八
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八〇）
〔公告〕
諸事項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分、鉄道財団（催告）、軌道財団（催告）、無縁墳墓等改装関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　二六
会社その他

その他告示

○外務省告示第三百四号

令和六年十二月十七日に東京で、国立文化センターにおける機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年七月十四日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　国立文化センターにおける機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億八千万円

3　贈与の供与期限　令和十年八月三十一日

4　署名者

日本側　藤井比早之外務副大臣

エジプト側　ラニア・アル・マシャート計画・経済開発・国際協力大臣

令和七年八月十八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百五号

令和七年七月十三日にリヤド（サウジアラビア）で、イエメン共和国における国内避難民を含む若年層のための職業訓練支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国内避難民を含む若年層のための職業訓練支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億五千六百万円

3　署名者

日本側　中島洋一在イエメン大使

国際移住機関側　アシュラフ・エル・ヌール在サウジアラビア事務所長

令和七年八月十八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百六号

令和七年七月三日にプノンペンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億四千二百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和七年八月十八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百七号

令和七年七月二十四日にディリで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億三千四百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　生稲晃子外務大臣政務官

東ティモール側　ベンディト・ドス・サントス・フレイタス外務・協力大臣

令和七年八月十八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百八号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

令和七年八月十八日

外務大臣　岩屋　毅

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
鉄道中央監視システム及び保安機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文（平成二十六年三月二十四日付け）	令和七年二月十七日	令和八年八月三十一日
緊急通信体制改善計画のための贈与に関する日本国政府とジャマイカ政府との間の交換公文（平成二十九年四月六日付け）	令和七年二月二十八日	令和七年七月三十一日
ニアッサ州における地方給水施設建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文（令和二年十二月十一日付け）	令和七年五月十四日	令和九年一月三十一日
メトロセブ水道区汚泥管理計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文（令和元年七月二十三日付け）	令和七年六月二十日	令和十一年十二月三十一日
稲種子生産能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文（令和五年五月一日付け）	令和七年六月二十日	令和十年七月三十一日

○農林水産省告示第千二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡益城町大字上陳字天神免七三六、七三七の一から七三七の四まで、字新道一二一三、一二二四・一二二六合併七、一二二四・一二二六合併八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天神免七三六・七三七の一・七三七の三・七三七の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七三七の二、字新道一二一三・一二二四・一二二六合併七・一二二四・一二二六合併八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字田川字岩本一六六七、一六六七の二、一六六九の一、一六七三の二、一六七四、一七七九の一、一七七九の二、一七八〇の一、一七八〇の二、一七八一の一、一七八一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩本一六六七・一六六七の二・一六七三の二・一七七九の一・一七八〇の一・一七八一の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一六六九の一、一七八〇の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町大字谷七二字トゴロ谷一の一、二の一、三の一、四の一、四の二、七三字落合平一の一、二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

七二字トゴロ谷一の一・二の一・三の一・七三字落合平一の一・二の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮城県登米市登米町大字日根牛字中山二八の二から二八の四まで、三二、三二の一、三三、四九から五一まで、津山町柳津字舘石一二四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市佐治町余戸字南和田八〇一、八〇二、八〇三の一、八〇三の二、八〇七、八〇七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市下味野字竹谷六六二の三から六六二の五まで、八四三の三、八四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲字那良川一八三一の一、一八三一の四、一八三一の六、一八三八の一、一八三八の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年七月二十九日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5812号	捜索救助用位置指示送信装置　Tron AIS—SART	JOTRON AS	Ringdalskogen8, 3720 Larvik, Kingdom of Norway

○東北地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月十八日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県栗原市金成沢辺神林一六四番一から同市金成沢辺神林前一八五番一まで	前	二三・三一～八〇・一八メートル	二三〇・二三キロメートル
	後	二三・三一～八五・七〇メートル	二三〇・二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県東筑摩郡生坂村大字東広津一三一五六番四地先から同村大字東広津一二三〇五番六地先まで	前	一〇・六三～二七・三四メートル	〇・〇八四キロメートル
	後	一四・三三～七〇・四五メートル	〇・〇八四キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・四・四十六号観音堂辰巳線

三　事業施行期間　自令和七年八月十八日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市末町及び辰巳町地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・四・四十六号観音堂辰巳線

三　事業施行期間　自令和七年八月十八日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市末町地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十八日

中国地方整備局長　杉中　洋一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
広島県安芸郡海田町南堀川町一三一五番三から呉市本通二丁目一番一五まで	前 A	一〇・〇〇～七九・〇〇メートル	二〇・〇五三キロメートル	上記A・Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	二〇・〇〇～二七九・〇〇メートル	一五・九〇〇キロメートル	
	後 A	一〇・〇〇～一五七・三二メートル	二〇・〇五三キロメートル	
	後 B	二〇・〇〇～二七九・〇〇メートル	一五・九〇〇キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

国会事項

衆議院

通知書受領

八月八日内閣から衆議院議員吉川里奈提出瀬戸内海・笠佐島における中国資本による土地取得と安全保障上の懸念に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員松尾明弘提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山井和則提出歯科医療機関への物価高騰やデジタルトランスフォーメーション対応支援等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出パレスチナ国家承認に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出大阪・関西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出日中間の文書に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出報道に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員田村貴昭提出国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出原子力発電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出令和六年度決算における決算剰余金に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿部知子提出東京電力福島第一原発事故に伴う「除去土壌」の再生利用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員たがや亮提出皇位継承資格を女子・女系に拡大することの意義に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出政権に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出参議院選挙結果を踏まえた石破内閣の経済政策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出外国勢力によるＳＮＳ等を通じた選挙への介入に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木敦提出政見放送の情報アクセシビリティに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山川仁提出日米、核使用シナリオ報道に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員松原仁提出外国資本による不動産市場におけるマネー・ローンダリングの防止に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

勧告書受領

八月七日人事院総裁川本裕子から次の勧告書を受領した。

国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に基づく公務員人事管理についての報告及び一般職の職員の給与についての報告、勧告

参議院

通知書受領

八月八日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員神谷宗幣提出戦後八十年に際する首相見解の形式及び位置付けに関する質問（第一号）（答弁することができる期限　八月十五日）

参議院議員神谷宗幣提出ＳＮＳにおける言論操作及び政府答弁の整合性に関する質問（第二号）（同　八月十五日）

参議院議員神谷宗幣提出フェンタニルを含む薬物問題及び外国勢力による影響工作への国家安全保障上の対応に関する質問（第三号）（同　八月十五日）

参議院議員神谷宗幣提出共産主義及び文化的マルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する質問（第四号）（同　八月十五日）

参議院議員山本太郎提出トランプ関税対策としての内需拡大策に関する質問（第五号）（同　八月十五日）

参議院議員山本太郎提出トカラ列島近海群発地震被災者への支援に関する質問（第六号）（同　八月十五日）

参議院議員山本太郎提出実動組織による原発避難支援が必要となる被曝線量限度に関する質問（第七号）（同　八月十五日）

参議院議員山本太郎提出「日本はスパイ天国」という評価及び「スパイ防止法」制定に関する質問（第八号）（同　八月十五日）

参議院議員安達悠司提出憲法を一から考える教育に関する質問（第九号）（同　八月十五日）

参議院議員安達悠司提出選挙演説妨害の取締強化に関する質問（第一〇号）（同　八月十五日）

参議院議員伊勢崎賢治提出ガザ地区の人道危機を鑑みたパレスチナ国家承認に関する質問（第一一号）（同　八月十五日）

参議院議員伊勢崎賢治提出イスラエルによる違法なパレスチナ占領政策及び軍事行動を支援する日本企業に対する人権デューデリジェンス強化に関する質問（第一二号）（同　八月十五日）

参議院議員百田尚樹提出国土交通大臣任命に関する質問（第一三号）（同　八月十五日）

参議院議員百田尚樹提出拉致問題担当の内閣官房参与二名の辞任に関する質問（第一四号）（同　八月十五日）

参議院議員奥田ふみよ提出老齢労働者及び老齢事業主の窮状に鑑みた基礎年金早期引上げの必要性に関する質問（第一五号）（同　八月十五日）

参議院議員石垣のりこ提出記入済みの投票用紙をＳＮＳ上に投稿することの是非に関する質問（第一六号）（同　八月十五日）

参議院議員石垣のりこ提出パレスチナを国家として承認することに関する質問（第一七号）（同　八月十五日）

参議院議員松田学提出外国人及び外国系法人による土地取得規制に関する質問（第一八号）（同　八月十五日）

参議院議員松田学提出我が国の領土保全を脅かす中国海警船舶の接続水域長期巡航への対応に関する質問（第一九号）（同　八月十五日）

参議院議員ラサール石井提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づく強制送還の実態に関する質問（第二〇号）（同　八月十五日）

参議院議員蓮舫提出日米関税交渉に関する質問（第二一号）（同　八月十五日）

参議院議員石垣のりこ提出不法滞在者ゼロプランの実施状況に関する質問（第二二号）（同　八月十五日）

参議院議員青木愛提出木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレイに関する質問（第二三号）（同　八月十五日）

参議院議員青木愛提出オスプレイの安全性並びにオスプレイを含めた防衛装備品の調達及びプロジェクト管理に関する質問（第二四号）（同　八月十五日）

報告及び勧告受領

八月七日人事院総裁から、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に基づく公務員人事管理についての報告及び一般職の職員の給与についての報告、勧告を受領した。

人事異動

内閣

国務大臣

阿部　俊子（あべ　俊子）

内閣府特命担当大臣中根順子（三原じゅん子）帰朝につき内閣府特命担当大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画及び共生・共助）事務代理を免ずる（八月十三日）

法務省

蘆立　順美　安倍　嘉一
石田　信平　石田　眞得
稲葉　一将　井上　和治
今津　幸子　岩本　文男
浦田　悠一　占部　洋之
岡庭　幹司　大槻　文俊
大林　啓吾　尾島　茂樹
小田　勇一　片桐　直人
片山　隆夫　金子　敏哉
亀井源太郎　金子　直史
北見　宏介　北川　徹
木村　琢麿　北島　典子
櫛橋　明香　金　春
小林　学　葛原　力三
酒井　博行　齊藤　彰子
志甫　治宣　齊藤　高広
白石　大　始関　正光
瀬戸口壮夫　柴田　憲司
田澤　元章　嶋矢　貴之
土田　亮　下井　康史
戸部　真澄　杉原　則彦
道垣内正人　園田　賢治
中井　淳　杉本　一敏
中林　暁生　中村　新
長屋　文裕　西部　俊宏
野田　耕志　橋本　陽子
蓮井　俊治　原　琢己
原田　和往　原田　昌和
福島　洋尚　星　周一郎
本庄　淳志　正木　宏長
松田　岳士　松戸　浩
南川　和宣　宮木　康博
村瀬　均　矢部　耕三
山下　昇　横溝　大
吉開　多一　若林亜理砂
渡部美由紀

判事兼簡易裁判所判事　多田　尚史

令和七年司法試験考査委員に任命する任期は令和八年三月三十一日までとする（各通）

検事　青野　卓也
同　植松　秀治　同　栗原　一紘
同　玉本　将之　同　筒井　督雄
同　道面　正朋　同　畑　佳秀
同　早渕　宏毅　同　星野　郁也
同　松枝　正宣　同　松本　麗
同　三井田　守　同　村上　史祥
検事兼法務事務官　倉重　龍輔
同　佐藤　祐矢
検事兼外務事務官　池田　美穂
検事兼財務事務官　加藤　和輝

令和七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年三月三十一日までとする
（各通）
検事　今井　誠
同　中塩　東吾

令和七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年三月三十一日までとする
令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和七年十二月三十一日までとする
（各通）
検事　千代延博晃
同　中野　浩一

令和七年司法試験考査委員の併任を解除する
令和七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（各通）（以上八月十三日）

外務省

（南アフリカ共和国兼レソト国駐箚）特命全権大使　志水　史雄
兼ねてエスワティニ国駐箚を命ずる（六月十三日）
特命全権大使　西内　和彦
ハイチ国駐箚を命ずる（六月二十五日）
（大臣官房審議官（経済局、国際協力局担当））外務事務官　日下部英紀
経済局の併任を解除する
国際協力局の併任を解除する
内閣府に出向させる
（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官（総合外交政策局、領事局担当））同　斉田　幸雄
総合外交政策局の併任を解除する
領事局の併任を解除する
内閣官房に出向させる（以上七月一日）
（北米局長）外務事務官　有馬　裕
総合外交政策局長に配置換する
（大臣官房審議官（北米局担当））
同　熊谷　直樹
北米局長に昇任させる
北米局の併任を解除する
（大臣官房参事官（中東アフリカ局、中東アフリカ局アフリカ部担当））同　三宅　浩史
大臣官房審議官に昇任させる
（大臣官房参事官（アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部担当））同　門脇　仁一
総合外交政策局に併任する
北米局に併任する
アジア大洋州局の併任を解除する
アジア大洋州局南部アジア部の併任を解除する
（大臣官房参事官（総合外交政策局、北米局担当））同　山本　文土
総合外交政策局の併任を解除する
（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官（公使））同　三宅　史人
大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官に転任させる
総合外交政策局に併任する
領事局に併任する
（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官（公使））同　野村　恒成
大臣官房参事官に転任させる
アジア大洋州局に併任する
アジア大洋州局南部アジア部に併任する
（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））内閣事務官　室田　幸靖
外務事務官（在ロサンゼルス日本国総領事館総領事）に転任させる
（大臣官房参事官（アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部担当））外務事務官　柏原　裕
アジア大洋州局の併任を解除する
アジア大洋州局南部アジア部の併任を解除する
内閣官房に出向させる（以上七月十四日）
（北米局北米第一課企画官）外務事務官　黒石　亮
中南米局南米課長に昇任させる
北米局日米安全保障条約課の併任を解除する
大臣官房総務課（沖縄事務所）の併任を解除する
（中南米局南米課長）同　塚本　康弘
在エジプト日本国大使館参事官に転任させる（以上七月十八日）
内閣府事務官　西崎　寿美
外務事務官（大臣官房審議官）に転任させる
経済局に併任する
国際協力局に併任する（七月三十一日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

高橋　秀之　井上　篤博　仲佐　良子
神保　征祐　神保　直子　香川　敏也
藤　丈浩　和田　武　吉田　正樹
宮本　一　角田　和夫　宮崎　俊博
吉田　広志　瀬口　二郎　齊藤　大直
生越　仁子　土井　雅雄　中川　和彦
北井　一夫　分部美那子　林　裕美子
重松　英　福田　光一　斉藤　悦子
小林　千春　酒井　哲也　谷内　麗子
山岸　惠子　谷田部　哲　松田　芳己
矢沢　永吉　石黒　竜　大浦　夏樹

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

大畠　昌巳　宮本　洋一　宮本　伸子
田村　昭子　糟谷マツ子　鈴木　知子
浮田　益子　藤原　彰　高田　猛

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

小林　賢次　小林　道子　永野梅太郎
桐山　滋章　村上　美晴　羽賀　昭雄
寺山　樹生　岸　浩司　梅村　孝雄
村瀬　達彦

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける
池　俊明
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける
四方　祥樹
褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける
丹　みつ

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

森野　泰明　武井　健晃

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

西部電機株式会社
三菱自動車工業株式会社
株式会社アマネク
日本フェンオール株式会社
深田サルベージ建設株式会社
株式会社藤商事
アイリスオーヤマ株式会社
フジアルテ株式会社
株式会社クリハラント
株式会社加藤組
三光機械株式会社
株式会社内藤建築事務所
株式会社ＢＲＡＶＥ
ステラケミファ株式会社
株式会社ＧＳユアサ
株式会社鹿内組
株式会社Ｍｉｚｋａｎ
宗教法人千代保稲荷神社
株式会社アシックス
吉村ホールディングス株式会社

マリンフード株式会社
株式会社京進
一丸ファルコス株式会社
岩田屋フード株式会社
ポルシェジャパン株式会社
株式会社ベアック
株式会社エフシイズ
春貴株式会社
信越明星株式会社
株式会社あきんどスシロー
自然エンジニアリング株式会社
株式会社ヨドバシカメラ
株式会社アタゴ
株式会社リベロ
株式会社アルテカ
株式会社金太郎カンパニー
たち建設株式会社
有限会社イーリスコーポレーション
リストデベロップメント株式会社
株式会社サカモト
東急不動産株式会社
株式会社メガ
株式会社NFT
褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

リゾートトラスト株式会社
株式会社ツー・ナイン・ジャパン
ゼロワットパワー株式会社
褒章条例第二条により褒状二枚を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故吉岡順遺族　吉岡　昌一
故久保修一遺族　久保　初美
故蘆田道昭遺族　蘆田　信夫
故水田隆男遺族　水田知恵子
故原茂雄遺族　原　琴子
故服部稔遺族　服部　好治
褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故田中敦子遺族　田中　幸政
褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

官庁報告

官庁事項

牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第四十四条第二項の規定による裁決申請書の添付書類中省略された部分の補充及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県浦添市字城間前原	一九四番	雑種地

三　縦覧場所

沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号　浦添市役所

四　縦覧期間

令和七年八月十八日から同年九月一日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条及び第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

令和七年八月十八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

那覇港湾施設の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和七年四月十一日に土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県那覇市住吉町三丁目	七二番	宅地
沖縄県那覇市住吉町三丁目	三二八番	宅地

三　縦覧場所

沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一　沖縄防衛局那覇出張所

四　縦覧期間

令和七年八月十八日から同年九月一日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条及び第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

令和七年八月十八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十八日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百八号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
宮城県大崎市古川大幡字新田一一〇番一から同市古川稲葉四丁目一一一一番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年八月十八日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和４年国土交通省最低賃金公示第４号）及び漁業（いか釣り）最低賃金（令和７年国土交通省最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　全国

３　適用する使用者

⑴　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　はしけ

②　内航海運業法（昭和27年法律第151号）第２条第１項各号に掲げる船舶

③　海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

④　平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

⑵　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　遠洋区域を航行区域とする船舶

②　近海区域を航行区域とする船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

⑶　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第12号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

⑷　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

令和７年８月18日

交通政策審議会会長　橋本　英二

国家試験

令和７年度参議院法制局職員採用一般職試験（大卒程度試験［社会人経験者］）公告

令和７年度参議院法制局職員採用一般職試験（大卒程度試験［社会人経験者］）について次のとおり告知する。

令和７年８月18日　参議院法制局

１　試験の名称

参議院法制局職員採用一般職試験（大卒程度試験［社会人経験者］）

２　採用及び待遇

⑴　採用予定日　原則として、令和８年１月１日

⑵　採用予定人数　若干名

⑶　待遇　本試験により採用される者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）により採用された職員（係員級又は係長級）が受ける給料月額との均衡を考慮した待遇

３　受験資格

⑴　年齢等

［年齢］昭和50年４月２日以降に生まれた者

［学歴］次のいずれかに該当する者

①　大学を卒業した者又はこれと同等の資格を有すると法制局長が認める者

②　短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有すると法制局長が認める者

［職歴］令和７年８月末現在で、民間企業・官公庁等において職務経験を１年以上有し、その期間中に秘書業務に従事した経験を有すること。

※　職務経験とは、同一企業等で会社員、公務員、団体職員等として１週間当たりの所定労働時間が20時間以上で１年以上継続して就業していた期間。なお、連続した１月以上の休業期間（産前・産後の休業期間は除く）は、職務経験の期間から除く。

⑵　欠格事由（次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。）

①　日本の国籍を有しない者

②　国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者

４　試験の内容等

⑴　第１次試験

基礎能力試験（多肢選択式）及び一般論文試験

①　実施日　令和７年９月21日（日）

②　基礎能力試験の出題範囲

以下に掲げる分野から出題する。

知識分野（社会科学、人文科学）

知能分野（文章理解）

③　試験地　東京都

④　合格者発表　令和７年９月29日（月）以降、参議院令和７年試験マイページで発表する。

⑵　第２次試験…第１次試験合格者に対して行う。

面接試験（個別面接）

①　実施日　令和７年10月９日（木）～11日（土）の間で指定する日

②　試験地　東京都

③　合格者発表　令和７年10月16日（木）以降、参議院令和７年試験マイページで発表する。

⑶　第３次試験…第２次試験合格者に対して行う。

面接試験（個別面接）

①　実施日　令和７年10月24日（金）、25日（土）のうち指定する日

②　試験地　東京都

⑷　最終合格者発表　令和７年10月30日（木）以降、各人に郵送にて通知する。

５　受験手続

⑴　８月18日（月）から９月16日（火）正午までの間に、参議院法制局ホームページ（https://houseikyoku.sangiin.go.jp/adoption/type/ippan.htm）からインターネット申込専用サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、送信すること。

※　インターネット環境がないことなどによりインターネット申込みができない場合は、９月２日（火）までに参議院法制局総務課まで問い合わせること。

(2)　問合せ先
参議院法制局総務課
ＴＥＬ　03―5521―7729
E-mail　h-soumu@sangiin-sk.go.jp
(3)　その他
・　受験に際し、身体等に障害があるため特に何らかの措置を希望する場合は、受験申込時にその旨を参議院法制局総務課に申し出ること。
・　面接試験（第２次試験及び第３次試験）の参考とするため、第１次試験の合格者に対して、性格検査を行う。

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成されたすべての採用候補者名簿の有効期間は、令和７年８月18日
令和７年８月18日
人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一
人事院北海道事務局第二課長　立野　雅彦
人事院東北事務局第二課長　藤谷　康之
人事院関東事務局第二課長　善家　俊介
人事院中部事務局第二課長　川上　洋司
人事院近畿事務局第二課長　宇賀　二郎
人事院中国事務局第二課長　山下　宣英
人事院四国事務局第二課長　田村　倫生
人事院九州事務局第二課長　小野　一敏
人事院沖縄事務所調査課長　穀田　聡

記

2022年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年８月18日をもって満了した。
令和７年８月18日
人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

2022年度国税専門官採用試験
2022年度労働基準監督官採用試験

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年七月二十九日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和七年八月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
北陸地方整備局富山河川国道事務所	北陸地方整備局長	一般国道８号豊田新屋立体整備事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	富山県富山市飯野及び新屋の一部
宮城県	宮城県知事	気仙沼地区大谷工区　農山漁村地域復興基盤総合整備事業	宮城県気仙沼市本吉町滝根の一部、長根の一部、窪の一部、三島の一部、大谷の一部
宮城県	宮城県知事	気仙沼地区杉ノ下工区　農山漁村地域復興基盤総合整備事業	宮城県気仙沼市波路上の一部
九州地方整備局福岡国道事務所	九州地方整備局長	一般国道３号博多バイパス（下臼井～空港口）事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	福岡市東区二又瀬新町の一部、福岡市博多区大井一丁目の一部、福岡市博多区大字下臼井字苫尾の一部、福岡市博多区吉塚八丁目の一部

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

沖縄県那覇市泉崎一丁目10番３号**株式会社琉球新報社**の工場財団に沖縄県那覇市字天久905番地琉球新報社制作センター機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年８月18日　　那覇地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月18日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　処分をした年月日　令和７年７月22日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東洋電機工業株式会社　皆川　英生　新潟県魚沼市原虫野385　国土交通大臣許可（般―５）第17861号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年７月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

鉄道財団（催告）

大阪府豊中市寺内二丁目４番１号北大阪急行電鉄株式会社から所属鉄道千里中央・南北線鉄分界点間につき既設鉄道財団（鉄道抵当原簿第607号）に編入するため、鉄道抵当法の規定に基づき鉄道財団拡張の認可申請がありました。

よって、この鉄道財団に属すべきものに関して所有権以外の物権を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者又は鉄道財団に属すべき不動産に関して賃借権を有する者は、令和７年９月18日までに国土交通大臣に申し出て下さい。

なお、鉄道財団目録は国土交通省鉄道局に備えつけてありますから、関係者は閲覧して下さい。

令和７年８月18日　　国土交通省

軌道財団（催告）

大阪府豊中市寺内二丁目４番１号北大阪急行電鉄株式会社から南北線鉄軌分界点・箕面萱野間につき鉄道抵当法の規定に基づき軌道財団設定の認可申請がありました。

よって、この軌道財団に属すべきものに関して所有権以外の物権を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者又は軌道財団に属すべき不動産に関して賃借権を有する者は、令和７年９月18日までに国土交通大臣に申し出て下さい。

なお、軌道財団目録は国土交通省鉄道局に備えつけてありますから、関係者は閲覧して下さい。

令和７年８月18日　　国土交通省

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３０２４号
大阪市西区北堀江２丁目２番27号
清算株式会社　株式会社クリスタル・クロス
代表清算人　山崎　敦史
１　決定年月日　令和７年８月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第４号
石川県七尾市和倉町ワ部２番地４
清算株式会社　株式会社ニュー青海荘
１　決定年月日　令和７年７月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第３０１２号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社ＳＹＭ
１　決定年月日　令和７年８月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１３号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社ＭＥＲＧＩＣ
１　決定年月日　令和７年８月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１４号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　ＰＲＯ株式会社
１　決定年月日　令和７年８月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１５号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号
清算株式会社　株式会社夢想塾
１　決定年月日　令和７年８月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１６号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号
清算株式会社　株式会社エデュース
１　決定年月日　令和７年８月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第２０７７号
東京都港区赤坂４丁目５番17号
清算株式会社　株式会社ブレインズワーク・アソシエイツ
代表清算人　滝　　邦彦
１　決定年月日　令和７年７月31日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０２２号

大阪市中央区北久宝寺町２丁目１番７号本町和光ビル内
清算株式会社　株式会社吉川化学工業所
代表清算人　吉川　尚人

1　決定年月日　令和７年７月31日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
2　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
3　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
4　前項の場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生
手続開始

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

所有者不明土地管理命令に関
する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一二四頁（号外第一六一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一二四頁（号外第一六一号）

令和七年八月十八日
北海道帯広市西二十四条北一丁目三番一九号
（甲）株式会社桃華楽堂
代表取締役　小田　文英
北海道帯広市西二十四条北一丁目三番一九号
（乙）桃華楽堂株式会社
代表取締役　小田　豊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙丙の権利義務全部を承継して存続し、乙丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　三十六頁（号外第一五四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　三十六頁（号外第一五四号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　三十六頁（号外第一五四号）

令和七年八月十八日
東京都港区西新橋一丁目二番九号
（甲）鶴洋商事株式会社
代表取締役　小林　知則
東京都港区西新橋一丁目二番九号
（乙）アスタ石油株式会社
代表取締役　小林　知則
東京都港区西新橋一丁目二番九号
（丙）雄興産業株式会社
代表取締役　小林　知則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）電子公告　https://www.tokyu-land.co.jp/
開示の日付　令和七年六月十六日
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十八日
東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号
（甲）東急不動産株式会社
代表取締役　星野　浩明
東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
さくら綜合事務所内
（乙）箕面エス・シー有限会社
取締役　林　健二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、甲の株主総会の決議は、令和七年七月二十九日に終了しております。また、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一五六頁（号外第一六六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　七十頁（号外第一四一号）

令和七年八月十八日
東京都北区東十条三丁目一〇番三六号
（甲）ＴＯＰＰＡＮクロレ株式会社
代表取締役　岡沢　宏和
東京都北区東十条三丁目一〇番三六号
（乙）株式会社ＫＧエデュケーション
ホールディングス
代表取締役　岩﨑　秋親

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙、丙及び丁の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　八十六頁（号外第一三五号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　七十五頁（号外第一三五号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　七十四頁（号外第一三五号）

令和七年八月十八日
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号
（甲）株式会社豆蔵デジタルホールディングス
代表取締役　中原　徹也
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号
（乙）株式会社豆蔵
代表取締役　中原　徹也

愛知県名古屋市中区金山一丁目一四番一八号
（丙）株式会社コーワメックス
代表取締役　中原　徹也
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号新宿三井ビル三四階
（丁）株式会社エヌティ・ソリューションズ
代表取締役　中原　徹也

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和七年七月十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一三九頁（号外第一五一号）

令和七年八月十八日

東京都千代田区神田美土代町七番地

（甲）応用地質株式会社

代表取締役　天野　洋文

埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目四五三番地二

（乙）株式会社ジオファイブ

代表取締役　五江渕　通

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　五十二頁（号外第九十四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　五十六頁（号外第九十四号）

令和七年八月十八日

東京都中央区日本橋一丁目一番一号

（甲）ロジストラスト・パートナーズ株式会社　代表取締役　金井　真吾

大阪府高槻市三箇牧一丁目三五番四号

（乙）デイリートランス株式会社

代表取締役　髙梨　雅弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　八十七頁（号外第一六二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　二九二頁（号外第一六八号）

令和七年八月十八日

東京都八王子市宇津木町五二三番地一

（甲）株式会社アペックス

代表取締役　本多　伸彦

北海道札幌市豊平区平岸二条六丁目一―一四　三慶ビル四Ｆ

（乙）株式会社トライシス

代表取締役　加藤　潔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し乙、丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.qol-net.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　六十二頁（号外第一四三号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　六十三頁（号外第一四三号）

令和七年八月十八日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三七階

（甲）クオール株式会社

代表取締役社長　柄澤　忍

埼玉県さいたま市大宮区大門町一丁目九三番一階Ｂ

（乙）株式会社行徳ファーマシー

代表取締役社長　辻本淳一郎

東京都豊島区南池袋二丁目二九番一〇号

（丙）株式会社ボトムハート

代表取締役社長　辻本淳一郎

合併公告

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしましたので公告します（第二合併）。

また、左記会社のうち甲及び丁は、第二合併の効力発生を停止条件として、第二合併の効力発生直後に合併して、丁は甲の権利義務全部を承継して存続し、甲は解散することにいたしましたので公告します（第三合併）。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙・丙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　一六〇頁（号外第一四三号）

（丁）確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

（甲）ＧＣＪＧ５０株式会社

代表取締役　西野　貴司

広島市南区的場町一丁目五番五号

（乙）株式会社テクノクラーツ

代表取締役　西野　貴司

広島市南区的場町一丁目五番五号

（丙）株式会社ミワテック

代表取締役　西野　貴司

広島市南区的場町一丁目五番五号

（丁）株式会社テクノクラーツホールディングス

代表取締役　西野　貴司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://rs-keiyu.jp/koukoku/

令和七年八月十八日

東京都町田市鶴間八丁目一七番一号

（甲）株式会社ケーユーホールディングス

代表取締役　板東　徹行

神奈川県相模原市南区相模大野一丁目三五番二号

（乙）株式会社ＲＳケーユー

代表取締役　板東　徹行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　六十三頁（号外第一七九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　五十三頁（号外第一七九号）

令和七年八月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビルディング九階ＷｅＷｏｒｋ内

（甲）Ｃｏｒｎｅｒｓｔｏｎｅ　ＯｎＤｅｍａｎｄ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　シャナ・ジェーン・ヘレン・ラトン

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビルディング九階ＷｅＷｏｒｋ内

（乙）サバ・ソフトウェア株式会社

代表取締役　シャナ・ジェーン・ヘレン・ラトン

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　六十三頁（号外第一七九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　五十三頁（号外第一七九号）

令和七年八月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビルディング九階ＷｅＷｏｒｋ内

（甲）Ｃｏｒｎｅｒｓｔｏｎｅ　ＯｎＤｅｍａｎｄ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　シャナ・ジェーン・ヘレン・ラトン

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビルディング九階ＷｅＷｏｒｋ内

（乙）サムトータル・システムズ株式会社

代表取締役　シャナ・ジェーン・ヘレン・ラトン

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

東京都港区麻布十番三―九―六スバルＭ三〇一

（甲）合同会社インバウンドジャパン

代表社員　浅村　政寿

大阪市北区梅田一丁目二―二大阪駅前第二ビル

（乙）合同会社インバウンドジャパン

代表社員　片岡　美穂

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.fancl.jp/

（乙）https://www.fancl.jp/

令和七年八月十八日

神奈川県横浜市中区山下町八九番地一

（甲）株式会社ファンケル

代表取締役　三橋　英記

神奈川県横浜市中区山下町八九番地一

（乙）株式会社ネオエフ

代表取締役　堂下　亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　七十四頁（号外第一四一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　五十二頁（号外第一四六号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　七十一頁（号外第一三五号）

令和七年八月十八日

京都府久世郡久御山町大橋辺一六番地一〇

（甲）株式会社日本医学臨床検査研究所

代表取締役　勝間田清人

長野市アークス一番一九号

（乙）株式会社北信臨床

代表取締役　三井　義文

群馬県前橋市鶴光路町一四一番地の一五

（丙）株式会社エスアールエル北関東検査センター

代表取締役　三井　義文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　三十九頁（号外第一三〇号）

令和七年八月十八日

大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号

（甲）株式会社翻訳センター

代表取締役　二宮俊一郎

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

（乙）株式会社ＦＩＰＡＳ

代表取締役　二宮俊一郎

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は、令和七年十月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　十頁

令和七年八月十八日

大阪市中央区高麗橋三丁目二番七号

（甲）株式会社ＴＡＫＵＴＯ

代表取締役　太田　卓利

東京都中央区京橋三―七―五

（乙）株式会社ワールドウィン・プロパティ

代表取締役　高石　晃佑

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　八十四頁（号外第六十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　八十四頁（号外第六十九号）

令和七年八月十八日

沖縄県那覇市首里末吉町三丁目五七番地の六

（甲）株式会社沖縄設計センター

代表取締役　川満　一史

沖縄県名護市字屋部五一六番地

（乙）株式会社アースプラン

代表取締役　前川　孝之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は甲が営む道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業、プロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十八日

東京都港区芝五丁目七番一号

（甲）日本電気株式会社

取締役代表執行役社長　森田　隆之

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

（乙）ＮＥＳＩＣホールディングス株式会社

代表取締役社長　牛島　祐之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は日本電気株式会社から承継する同社が営む道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業、プロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　七十八頁（号外第一五四号）

令和七年八月十八日

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

（甲）ＮＥＳＩＣホールディングス株式会社

代表取締役社長　牛島　祐之

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

（乙）ＮＥＣネッツエスアイ株式会社

代表取締役執行役員社長　大野　道生

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の浅草セントラルホテル運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://kessan.info/98105196.html

令和七年八月十八日

東京都港区西新橋三丁目三番三号

（甲）ペリカンホテルズ株式会社

代表取締役　剛　嘉徳

東京都港区西新橋三丁目三番三号

（乙）株式会社ペリカン観光

代表取締役　剛　嘉徳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のグランドセントラルホテル運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://kessan.info/98200792６.html

令和七年八月十八日

東京都港区西新橋三丁目三番三号

（甲）ペリカンホテルズ株式会社

代表取締役　剛　嘉徳

東京都港区西新橋三丁目三番三号

（乙）ペリカン企業株式会社

代表取締役　剛　嘉徳

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により株式会社箱根ガラスの森リゾート（甲、名古屋市中村区那古野一丁目四三番五号）に対して当社の文化事業（箱根ガラスの森美術館の施設運営、同美術館に関連する商品販売・飲食物販売・飲食業）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年八月七日に終了しております。

乙においては会社法第七八四条第二項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一七一頁（号外第一三三号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月十八日

東京都八王子市南浅川町三四二六番地

株式会社うかい

代表取締役　紺野　俊也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の自動車（四輪、二輪及びインテリア）に係る電子事業のうち、設計・開発及び販売に係る事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した事業年度はありません。

令和七年八月十八日

東京都目黒区中目黒二丁目九番一三号

（甲）スタンレー電気株式会社

代表取締役　貝住　泰昭

東京都目黒区中目黒二丁目九番一三号

（乙）スタンレーモビリティエレクトリック株式会社

代表取締役　遠藤　雅夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の灯火制御機器事業のうち、設計・開発及び販売に係る事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mitsubishielectric-mobility.com/jp/company/public_notice/index.html

（乙）確定した事業年度はありません。

令和七年八月十八日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号

（甲）三菱電機モビリティ株式会社

代表取締役　田中　和徳

東京都目黒区中目黒二丁目九番一三号

（乙）スタンレーモビリティエレクトリック株式会社

代表取締役　遠藤　雅夫

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により株式会社ファミリーネット・ジャパン（甲、東京都港区愛宕二丁目五番一号）に対して当社のエネルギーサービス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　九十五頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　一〇九頁（号外第一三五号）

令和七年八月十八日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号

野村不動産パートナーズ株式会社

代表取締役　問田　和宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の電子マネーに関する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることといたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十五日

掲載頁　八十六頁（号外第一〇七号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　二頁

令和七年八月十八日

東京都港区港南二丁目一六番五号

（甲）楽天Ｅｄｙ株式会社

代表取締役　和田　圭

東京都千代田区紀尾井町一番三号

（乙）ＰａｙＰａｙカード株式会社

代表取締役　谷田　智昭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の成城石井事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一七四頁（号外第一四八号）

（乙）https://ers.hankyu-hanshin.co.jp/company/

令和七年八月十八日

東京都世田谷区成城六丁目一一番四号

（甲）株式会社成城石井

代表取締役　後藤　勝基

大阪市北区芝田一丁目一六番一号

（乙）株式会社エキ・リテール・サービス阪急阪神

代表取締役　小林　啓輔

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社うかい（乙、住所東京都八王子市南浅川町三四二六番地）の文化事業（箱根ガラスの森美術館の施設運営、同美術館に関する商品販売・飲食物販売・飲食業）に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年八月七日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　一七一頁（号外第一三三号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月十八日
名古屋市中村区那古野一丁目四三番五号
株式会社箱根ガラスの森リゾート
代表取締役　谷口　幸雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の介護事業（店舗名：ケアビレッジさくらぎ、グループホーム「さくらぎ庵」）および太陽光事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十八日
愛知県大府市桜木町四丁目一番地の一
（甲）株式会社さくらぎ
代表取締役　安井　文子
愛知県東海市加木屋町東大堀二七番地の一〇
（乙）有限会社フタバメイト
代表取締役　安井　文子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のテニスクラブ運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十八日
大阪府高槻市奈佐原二丁目五番一号
（甲）株式会社テラスフィール
代表取締役　田中　秀明
大阪府高槻市奈佐原二丁目五番一号
（乙）有限会社ティエスアイ
代表取締役　田中　秀明

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＮＥＳ（住所　東京都新宿区高田馬場二丁目一六番一一号高田馬場２１６ビル七階）に対して当社のエンターテイメント事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月一日
掲載頁　一三五頁（号外第一七六号）
令和七年八月十八日
東京都新宿区下落合四丁目二一番二五号
株式会社Ｔ－ＮＥＸＴ
代表取締役　丹野　直人

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＮＦＳ（住所　東京都新宿区高田馬場二丁目一六番一一号高田馬場２１６ビル七階）に対して当社のファイナンス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月一日
掲載頁　一三五頁（号外第一七六号）
令和七年八月十八日
東京都新宿区下落合四丁目二一番二五号
株式会社Ｔ－ＮＥＸＴ
代表取締役　丹野　直人

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する北島商事株式会社（住所神奈川県相模原市中央区上溝二〇三二番地一二）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月十八日
掲載頁　四頁
令和七年八月十八日
神奈川県相模原市中央区上溝二二三三番地の一
キタジマ自動車株式会社
代表取締役　北島　毅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日
千葉市中央区富士見一丁目一四番一三号千葉大栄ビル八Ｆ
合同会社クリエイト
代表社員　中西　孝之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社アセットマネジメントとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日
東京都江戸川区南篠崎町二丁目一〇番七号
合同会社アセットマネジメント
代表社員　髙橋　弘孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＳＡＮＤＬＡＮＤＳ株式会社とします。

効力発生日は令和七年九月二十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年九月九日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日
東京都江戸川区東葛西六丁目三六番一四号
カーロヴィレッタⅡ一〇二
ＳＡＮＤＬＡＮＤＳ合同会社
代表社員　市川　賢治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日
東京都渋谷区神宮前六丁目二八番九号東武ビル六階
合同会社イルホープ
代表社員　足立あゆみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日
神奈川県横浜市鶴見区尻手三丁目五－五－三〇二
合同会社シーア
代表社員　小坂田正英

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日
神奈川県川崎市麻生区はるひ野二丁目三〇番九号
合同会社ヴィレッジアップスタート
代表社員　村上　肇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は98WINEs株式会社とします。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年七月三十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日
山梨県甲州市塩山福生里二五〇番地一
98WINEs合同会社
代表社員　平山　繁之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

愛知県清須市寺野美鈴一二五番地

合同会社リデグ

代表社員　大島　創

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

大阪市淀川区十八条三丁目一番二九―一〇一号

合同会社ＷｅｂＲｅｘ

代表社員　坂中　拓馬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり組織変更後の商号は株式会社いちからホームとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

和歌山県新宮市木ノ川一七六番地の二

合同会社いちからホーム

代表社員　川嶋　隆司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十八日

北海道河西郡芽室町東十一条十丁目一番地

有限会社ウッドブル

代表取締役　青木　昇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億四千万円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　二十五頁

令和七年八月十八日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

株式会社集英社ＤｅＮＡプロジェクツ

代表取締役　渡辺　圭吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し八千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は令和七年九月二日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年十二月十七日

掲載頁　九十二頁（号外第二九二号）

令和七年八月十八日

沖縄県那覇市久茂地二丁目二番二号

株式会社ブルーブックス

代表取締役　志茂　英之

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月三十日を効力発生日とする株式会社大忠との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十八日

大阪府寝屋川市仁和寺本町二丁目一一番一一号

株式会社Ｓ＆Ｄ

代表取締役　大戸　志浦

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月三十日を効力発生日とする株式会社都冷蔵との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十八日

兵庫県洲本市五色町都志大宮一六〇番地二

株式会社都ホールディングス

代表取締役　大山　智弘

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月二十五日を効力発生日とする株式会社梶谷集成材との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十八日

奈良県天理市西長柄町二七六番地

株式会社梶谷ＨＤ

代表取締役　梶谷　忠右

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億四千九百九十八万二千二百円、資本準備金の額を七億五千五百三十二万五千五百八十六円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金として、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金として処理することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年九月十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/294506/announces

令和七年八月十八日

千葉県柏市柏の葉六―六―二　三井リンクラボ柏の葉一―一〇一号室

株式会社Ｐａｌｅ　Ｂｌｕｅ

代表取締役　浅川　純

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十二億五千九百八十九万三千四百八十一円、資本準備金の額を四十三億四千二百九十九万三千円減少することにいたしました。本減資は、株主総会決議による承認を得て、実施いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月十八日

東京都三鷹市大沢六丁目一一番二五号

株式会社ジャムコ

代表取締役社長　森本　大

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千九百五万六千二百円、資本準備金の額を一億二千九百万円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十七日

掲載頁　九十四頁（号外第二九二号）

令和七年八月十八日

名古屋市中区錦三丁目五番三一号

株式会社ベルデアクア

代表取締役　竹廣　洋児

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年八月十八日

東京都港区六本木三丁目一番一七号

株式会社ホールマン

代表取締役　小野　元照

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/tmk_tokyo_tnl/

令和七年八月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社東京ＴＮ１

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001168/be87/

令和七年八月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ２Ｂ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

令和七年八月十八日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号

ＹＦ　ＪＲＥ　Ａ特定目的会社

取締役　本吉　進

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五億二千百八十万六千七十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001029/qy43/

令和七年八月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＬＧ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億千三百五十四万七千八百五十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000996/7p7e/

令和七年八月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ２特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億百八十七万六千二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001168/be87/

令和七年八月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ２Ｂ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

令和七年八月十八日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号

ＹＦ　ＪＲＥ　Ａ特定目的会社

取締役　本吉　進

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千八百十三万四千五百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001399/94ho/

令和七年八月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ２Ｃ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一億五千万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年九月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月十八日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号

ＹＦ　ＪＲＥ　Ａ特定目的会社

取締役　本吉　進

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三千八百十三万四千五百二十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年九月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ２Ｃ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告

当社は、平成二十九年五月十二日開催の株主総会の決議により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年七月二日、神戸地方裁判所姫路支部（令和七年（ヒ）第四号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

兵庫県加古川市平荘町池尻字八橋四九一番地の一　有限会社薬局加古川ファーマシー

清算人　弁護士　新　智博

連絡先　兵庫県姫路市南駅前町一〇〇番地　パラシオ第２ビル　弁護士法人レクシード

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年八月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年八月十八日

千葉県千葉市美浜区新港一七番地

千葉製粉株式会社

確定給付企業年金　清算人　榎本　健史

訂正公告

令和七年六月十一日（号外第一二九号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑹本店移転」とあるは「⑹本店」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月十八日

東京都江戸川区西葛西六丁目一三番一四号

株式会社ＫＩＣ

代表取締役　ラジェシュ・クマール

取消公告

令和七年五月二十六日（号外第一一五号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年八月十八日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

有限会社千代田住宅ローン債権保証

清算人　落合　幸隆

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八三	一	終りから一六	「高谷　岩男」は削る。	令和七年六月十日掲載の前橋家庭裁判所太田支部に係る令和七年（家）第二〇四一号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）	一二一	六～七	中央２丁目1671番地２	西小泉４丁目13番21号

（原稿誤り）